



石狩市

No.27 2021年8月発行
編集・発行
石狩市環境市民部 消費生活センター
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL : 0133(72)3191 FAX : 0133(72)3199

消費生活センター便り

お知らせ

バス研修のごあんない



■石狩湾新港組合などの施設見学を通して、消費生活相談員と一緒に身近な暮らしの問題について考えてみませんか？

●日 程 …… 9月2日(木)

●集 合 …… 9:00 石狩市役所(花川北6-1) ※市役所 15:00 解散予定

●持 ち 物 …… 昼食代422円 ※おつりのないようにお願いします。



石狩市学校給食センター(花川北7-1)での研修後、当日の給食を試食します。
※9/2の給食はナンがです!!



●定 員 …… 15人 ※先着順。定員に達しましたらキャンセル待ちとさせていただきます。

●申込期間 …… 8月2日(月)~16日(月)まで

●申込・問合せ …… 石狩市環境市民部消費生活センター TEL : 72-3191



送り主不明の商品に関わる相談が増えています!!



コロナ禍でも、気軽にお中元やプレゼントを贈ることができる「ネットギフト」はとても便利ですが、ネットギフトに関わる相談も増えています。送り主も受け取った方もお互いに気持ちを通じるように気をつけて、ネット通販を利用しましょう。



送り主不明の商品を受け取ったときは、家族や知人などから送られたものか確認しましょう。

また、商品を送るときは送り主の情報が載るように「ギフトの設定」をして到着時期に連絡をしましょう。

送り主不明の商品や海外からの商品は受け取り拒否や、自分で処分も可能です。

送り付けられた商品は令和3年7月6日の法改正により、直ちに処分することが可能となり、その後事業者から金銭を請求された場合でも支払いは不要です。誤って金銭を支払ってしまい、対応に困ったらすぐに相談しましょう。

プレゼント届いた?





令和3年度 消費者被害防止 ネットワーク会議を開催しました！



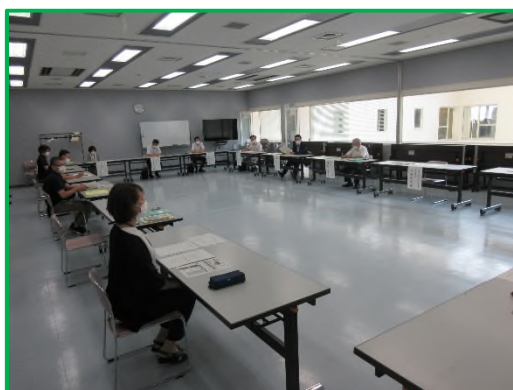
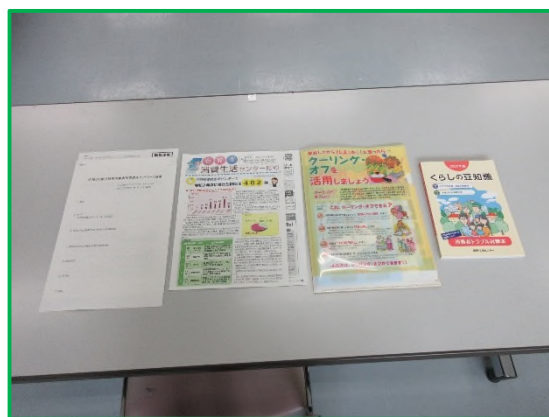
6月30日(水)、令和3年度石狩市消費者被害防止ネットワーク会議を開催しました。

昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者にマスクの着用および手指の消毒にご協力いただき、対人距離を確保し、マイクの消毒、換気を徹底するなど、できる限りの感染予防対策をとって実施しました。

本ネットワークは消費者安全法に基づき、市民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関および団体が連携して消費者被害の防止に資することを目的として、平成29年9月に設立されました。

ネットワークの設立以来、関係機関と連携して取り組む事例は年々増加しています。消費者被害が疑われるケースでは、関係機関から消費生活センターへ問い合わせいただいたことをきっかけとしてトラブルを未然に防ぐことができた事例がありました。また、既にトラブルが発生しているケースでは、相談することで解決できる可能性があることを当事者に伝えていただき、被害の回復に成功した事例もあり、ネットワークの重要性を実感しているところです。

会議では、消費生活相談員から石狩市における消費生活相談の現状と消費者被害の動向について解説し、ネットワークの連携事例を報告しました。



参加者からは、消費者被害防止に向けた普段の取り組みや、地域で見守り活動をするうえで感じたこと、今後の活動方針やネットワークの連携などについて、数々の貴重なご意見をいただきました。

中でも高齢者等の見守りについては重要であると再認識するとともに、コロナ禍で訪問による声かけが難しい状況で遠くからの見守りを実践しているとの報告もありました。

出前講座の実施が困難な状況が続いており、市民の皆様へどのように注意喚起していくかが課題となっていますが、このような時だからこそ繰り返し情報を発信し、ネットワークで情報を共有して、ひとりでも多くの市民の皆様へ正確な情報を伝えていくことが重要だと感じました。



「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ →

消費者ホットライン **188** いやいや! 局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。